

堺市監査委員公表第21号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月10日

堺市監査委員	信	貴	良	太
同	小	堀	清	次
同	原		繭	子
同	澤		由	美

監査結果に基づく措置通知書

監 査 の 種 類	定期監査及び行政監査		
監 査 実 施 期 間	令和 5 年 8 月 1 日 ～ 令和 5 年 12 月 21 日		
措置を講じた部局等	産業振興局		
指 摘 事 項 等	措 置 内 容	所管部課	
3 (1) 公有財産（土地・建物）の管理について 公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。 ア 貸付料の請求 石津バスターミナルにおいて、電柱及び支線各 1 本の設置のための公有財産賃貸借契約（令和 4 年 4 月 1 日から 3 年間）を締結している。 堺市財産規則では、貸付期間が 1 年を超える場合は、毎年度の使用開始前に当該年度の貸付料を納めることとされているが、令和 5 年度分の貸付料の徴収において、令和 5 年 6 月 12 日に納入通知書を発行していた。 また、契約書では、納入通知書により、市が指定する期日までに貸付料を納入しなければならないとされているが、納期限の記載のない納入通知書を発行していた。 イ 普通財産の管理	貸付料については原則、使用を開始する前に納入するものとされていますが、納入依頼を失念していたため、令和 5 年 6 月に気づいた段階で納入を依頼したものです。 また、納期限については、納入依頼の連絡をした際に口頭で伝えていたものの、納付書には記載していませんでした。 御指摘を受け、再発防止に向けて納付書の送付時期や納付書に納期限を明記することなど、事務の注意点をまとめた公有財産事務マニュアルを作成しています。	産業戦略部 産業企画課	

普通財産貸付事務取扱要領では、公の選挙に関し、特定の候補者を支持することを目的として使用するおそれがあるときは、普通財産の貸付けを認めないこととされている。 しかし、令和 5 年 9 月 15 日に、駐車場敷地等として貸し付けている堺魚仲買事業協同組合貸付用地を実地調査したところ、数箇所にて特定の政党や政治家のポスターが掲示されていた。	御指摘を受け、普通財産貸付事務取扱要領第 3 条に基づき、借受人に対しポスター掲示者に回収を依頼するよう連絡しました。 後日、現地確認をしたところ、すべて撤去されていることを確認しました。 再発防止に向けて、借受人に対し公有財産貸付に関する注意事項を改めて周知しました。また、年 1 回以上の聞き取り及び現地確認を実施するなど、事務の注意点をまとめた公有財産事務マニュアルを作成しています。	産業戦略部 産業企画課
ウ 公有財産の貸付事務 家畜市場の貸付けについて、公有財産賃貸借契約書において土地上に建物その他工作物を新築するときは、あらかじめその理由を付した書面をもって本市の承諾を受けることとされている。 しかし、平成 11 年度に設置された建物（事務所）について、設置に必要な承諾の手続きが行われていなかった。	当該建物は、平成 11 年度に建設された食肉加工施設と同時期に建設されており、平成 11 年に「大阪畜産流通センター施設再整備事業」の施行及び費用負担について協定書を締結していることから、貸付先である大阪府、貸付人である堺市ともに当該建物もその際、承諾しているものと誤認していました。 御指摘を受け、大阪府が土地等を貸し付けている団体が建築士に依頼し、建築基準法上当該建物が適法であることを確認しました。 その後、令和 6 年 3 月 26 日に承諾の手続きを行いました。 今後、大阪府による定期的	農政部 農水産課

	な現地確認を申し入れ、堺市においても、毎年度実施している樹木剪定等の機会にあわせるなどして、最低年 1 回現地の利用状況の確認を複数の担当者にて行います。	
エ 公有財産の異動報告 堺市財産規則では、公有財産の異動（取得、処分、貸付け等）の手続を完了したときは、遅滞なくその旨を財政局長に報告しなければならないとされている。 しかし、農業用溜池（音坂池）について、昭和 61 年度に大阪府から無償譲渡を受けたにもかかわらず、財政局長への報告が漏れていた。	御指摘を受け、財産異動報告書を令和 5 年 9 月 27 日に財産活用課へ提出しました。 今後は、財産異動報告書の決裁文書起案時に、取得財産が複数ある場合は、財産取得一覧表を添付し、決裁時に報告漏れのないように確認します。	農政部 農業土木課
オ 公有財産台帳等の記載 公有財産に係る台帳の記載について、以下のものがあった。		
(7) 石津バスターミナルの公有財産貸付台帳において、借受人住所欄に誤った住所（当該施設に係る他の借受人の住所）を記載していた。	御指摘を受け、速やかに借受人の住所を修正しました。 今後は、公有財産貸付台帳の更新毎に、更新箇所だけでなく代表者名や借受人住所等に変更がないかなど、確認を徹底します。	産業戦略部 産業企画課
(1) 勤労者総合福祉センターの行政財産使用許可台帳において、許可基準欄に堺市財産規則の条項を誤って記載していた。 また、減免基準欄に根拠条	御指摘を受け、令和 5 年 9 月 27 日に行政財産目的外使用許可台帳の記載を正しい記載に修正しました。 今後は、使用許可を行う毎に、担当者と係長級以上職員	産業戦略部 雇用推進課

例の名称を誤って記載していた。 (ウ) 百舌鳥川改修に伴う事業関連普通財産において、賃貸借契約を締結したにもかかわらず、公有財産貸付台帳にその内容（貸付期間や貸付料等）の記載のないものがあった。	の複数名で、許可内容と台帳の記載内容に齟齬がないか確認を徹底します。 御指摘を受け、令和 5 年 9 月 11 日に公有財産貸付台帳の記載を正しい記載に修正しました。 今後は、賃貸借契約締結文書起案時に台帳の写しを添付します。財産管理主任は、その決裁時に台帳登載を確認します。	農政部 農業土木課
(エ) 宮山台新池ポンプ場において、所管換えが行われたにもかかわらず、行政財産台帳にその旨の記載がなかった。	御指摘を受け、令和 5 年 9 月 11 日に公有財産台帳の記載を正しい記載に修正しました。 今後は、担当者が台帳へ登載し、財政局長への報告書の決裁文書起案時に台帳の写しを添付します。財産管理主任は、その決裁時に台帳登載を確認します。	農政部 農業土木課
3 (2) 委託料について 委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。 ア 委託業務における提出書類 東西道路樹木管理業務ほか 3 業務について、仕様書では、受注者は、再委託契約を締結したときは、市に提出する業務実施計画書に、再委託先の作業体制	御指摘を受け、受注者へ修正の指示を行い、修正した業務実施計画書を令和 5 年 9 月 19 日に受領しました。 農業土木課が独自で導入している「再委託確認表」の項目	農政部 農業土木課

(作業責任者の氏名を含む)を記載しなければならないとされている。 各業務においては、交通誘導警備業務が再委託されているが、市は、受注者から、再委託先の作業体制の記載がない業務実施計画書を受け取っていた。	に「仕様書で実施計画書に再委託先の記載を求めている」 「実施計画書に再委託先の記載があるか」を追記し令和5年10月1日以降の契約において運用開始しました。	
3 (5) 現金等の管理について 現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。 ア 公金外現金の取扱い 港湾事務所及び農水産課で扱っている公金外現金について、以下のものがあった。 (7) 堺港湾振興会及び大阪府水難救済会に関する各公金外現金について、取扱いの規定では、出納取扱者が現金出納の事務、収支整理者が収入命令書及び支出命令書の作成に係る事務を行うと定められている。 しかし、出納取扱者がこれらすべての事務を行っていた。 (イ) 堺市農業者育成支援会議の事務で扱っている公金外現金について、令和5年3月31日	当該業務について、収入命令書及び支出命令書においても、出納取扱者が作成していました。 御指摘を受け、現在は公金外現金取扱いの規定に則り、収支整理者と出納取扱者の役割と責任を明確にし、収入命令書及び支出命令書の起案は、必ず収支整理者が行うことに改め、公金外現金取扱管理者が決裁時に確認し、再発防止に努めます。 御指摘を受け、公金外現金取扱管理者と出納取扱者、収支整理者で取扱いの規定を確	産業戦略部 港湾事務所 農政部 農水産課

付けで作成された支出伝票により、同年 4 月 17 日に支出が行われていた。この支出に関して、現金出納簿の出納取扱者の確認欄に、同年 4 月 1 日付けで出納取扱者が変更されたにもかかわらず、前任者が押印していた。	認し、令和 5 年度の出納取扱者が現金出納簿の出納取扱者の確認欄への押印を行いました。 今後、公金外現金の取扱いにかかる規定等に基づいた適切な事務が執行されるよう、関係諸規定の熟知に努め、手順等の確認を徹底し、再発を防止します。	
--	--	--